



【発信日】令和6年1月22日

【問合わせ先】

大野市役所（1階 10番窓口）

くらし環境部環境・水循環課 担当 田中、北村

電話 0779-64-4828 内線 1602

### 「第三期大野市環境基本計画（改訂案）」に関するパブリックコメント手続の実施について

大野市では、次のとおりパブリックコメント手続を実施しますのでお知らせします。

1	政策等の案の名称	第三期大野市環境基本計画（改訂案）
2	実施機関	大野市長
3	趣旨	<p>第三期大野市環境基本計画は、令和3年3月に策定したもので、大野市内の温室効果ガスの排出量削減等を推進するための総合的な計画である「地方公共団体実行計画（区域施策編）」として位置付けています。</p> <p>策定後、国県では、新たな地球温暖化対策計画を策定し、温室効果ガス削減目標を改定、本市でも大野市脱炭素ビジョンを策定しました。この国県の新計画と水準を合わせつつ、脱炭素ビジョンとの整合を図る必要があることから、今回、「地方公共団体実行計画（区域施策編）」に係る部分について、一部改訂を行います。</p>
4	意見等を提出できる方	<p>次のいずれかに該当する方</p> <ul style="list-style-type: none"><li>① 市内に住所を有する人</li><li>② 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体</li><li>③ 市内の事務所又は事業所に勤務する人</li><li>④ 市内の学校に在学する人</li><li>⑤ 市に対して納税義務を有する個人及び法人その他の団体</li><li>⑥ ①～⑤のほか、本事案に利害関係を有する個人及び法人その他の団体</li></ul>

5	政策等の案の公表	<p>(1) 公表の日 令和6年1月25日(木)</p> <p>(2) 入手方法</p> <p>①指定場所での閲覧</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市役所1階市民ホール</li> <li>・結とびあ</li> <li>・各公民館</li> <li>・図書館</li> </ul> <p>②インターネット(大野市公式ホームページからダウンロード)</p> <p>③担当課での貸し出し</p>
6	意見等の受付期間	令和6年1月25日(木)から令和6年2月7日(水)まで
7	意見等の提出方法	<p>・住所、氏名(団体名)、連絡先その他提出できる方であることがわかる事項</p> <p>・該当箇所(○ページ○行目)</p> <p>・意見等</p> <p>を記載し、次のいずれかの方法で提出してください。その際、必要に応じて意見提出用紙(<a href="#">市ホームページ</a>からダウンロード)をご利用ください。</p> <p>①指定場所(第5項参照)への書面の提出(提出用紙を備え付けます)</p> <p>②郵便</p> <p>③ファクシミリ</p> <p>④電子メール</p> <p>※電話などの口頭によるご意見は受け付けません。</p> <p>※必要事項の記入がない場合はご意見が無効となる場合があります。</p>
8	意見等の取扱い	<p>提出された意見等を考慮して本案件についての意思決定を行い、次に掲げる事項について公表します。ただし、大野市情報公開条例第7条に規定する公開しないことができる情報(個人情報など)に該当するもの、本件に係わりがないもの、賛否の結論のみを示したものは除きます。</p> <p>①提出された意見等の概要</p> <p>②提出された意見等に対する実施機関の考え方</p> <p>③本計画案を修正した場合における修正の内容</p>
9	問い合わせ先	<p>大野市くらし環境部環境・水循環課</p> <p>〒912-8666 大野市天神町1番1号</p> <p>電話 0779-64-4828 ※電話での意見提出は不可</p> <p>ファクシミリ 0779-66-1118</p> <p>Eメール kankyo@city.fukui-ono.lg.jp</p>

※改訂案の本編は、担当にお問合せいただくか、1月25日以降に、市HP  
<https://www.city.ono.fukui.jp/shisei/kouho-koucho/pabukome.html> から  
ダウンロードしてください。



▶ 第三期大野市環境基本計画（以下、「市第三期計画」）は、市内の温室効果ガスの排出量削減等を推進するための総合的な計画である「地方公共団体実行計画（区域施策編）」を兼ねています。今回の改訂は、この「地方公共団体実行計画（区域施策編）」に係る部分を改訂するものです。

## 改訂の背景

- ▶ 国県の2030年までの温室効果ガス（CO<sub>2</sub>等）削減目標の改定
  - 【国】地球温暖化対策計画（R3.10改定） **2013年度比 ▲26% ⇒ ▲46%**
  - 【県】福井県環境基本計画（R5.3改定） **2013年度比 ▲28% ⇒ ▲49%**
- ▶ 「大野市脱炭素ビジョン」（以下、「市脱炭素ビジョン」）を策定（R5.3）し、国目標（2050年達成）よりも早く、**2035年までにカーボンニュートラル**（※1）を達成する取組方針や削減目標、プロジェクトを設定
- ▶ 一方、市第三期計画（R3.3）は、国県の旧計画水準



国県の新計画と水準を合わせつつ、市脱炭素ビジョンとの整合性を図ります。

## 改訂の方針

- ①市第三期計画と市脱炭素ビジョンの関係性を明記
- ②市脱炭素ビジョンで整理した新たな課題を追記（併せて、数値などを時点修正）
- ③市脱炭素ビジョンに掲げる脱炭素プロジェクト（取り組み）を追記
- ④市脱炭素ビジョンと同水準の数値目標に再設定

### 《基本目標②》

（現行）  
低炭素社会  
の実現

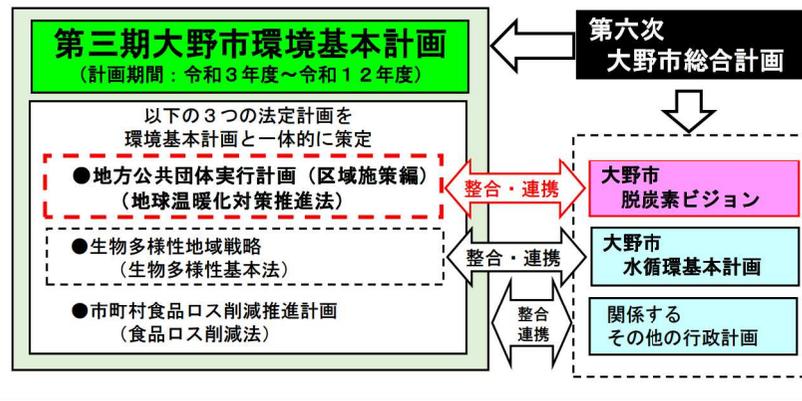
（改訂案）  
**脱炭素型社会  
への移行**

**2035年カーボンニュートラルを達成**させるため、省エネの取り組みや再エネの利用などにより、**脱炭素型**のライフスタイルや事業活動が定着した社会を目指します。

## ①両計画の関係性を明記（「第1章 基本的な考え方」の改訂）

市第三期計画（地方公共団体実行計画（区域施策編）」と市脱炭素ビジョンの関係性を明記します。

改訂後は、両計画で整合を図りつつ、連携して取り組みを進めます。



## ②③新たな課題の整理と取り組みの追記（「第3章 重点施策と主体別行動指針」の改訂）

新たな課題を整理したうえで、市脱炭素ビジョンに掲げる脱炭素プロジェクトのうち、市第三期計画にない取り組みを追記します。

### ①「森林吸収源対策の推進」を重点施策に追加

課題①  
「森林吸収源対策」を推進する必要がある

- 追加取組① 森林吸収源対策の推進**
- ✓ 「伐って、使って、植えて、育てる」木質資源の循環利用を推進
  - ✓ 民間や公共建築物の木造化・木質化、木材利用を促進
  - ✓ 新しい担い手の確保や人材育成を推進
  - ✓ 森林や木に触れる体験活動など、森林環境教育や木育イベントを推進

### ②市脱炭素ビジョンにあって市第三期計画にない取り組みの追加

課題②  
部門を超え総合的に取り組む必要がある

- 追加取組② 脱炭素推進会議など関係者との連携**
- ✓ 市民や地域、事業者、金融機関、大学、専門機関などと連携し、部門を超えた総合的な取り組みを推進
  - ✓ 仲間づくりとネットワーク化を推進

課題③  
「再エネの地産地消（※2）」を進める必要がある

- 追加取組③ 再エネの地産地消の推進**
- ✓ 中小水力発電設備を導入促進し、その電力の市内利活用を検討
  - ✓ 卒FIT電力（※3）やオフサイト型（※4）PPA（※5）など再エネの地産地消スキームを検討
  - ✓ もみ殻等未利用バイオマスの利活用を検討

## ④数値目標の再設定（「第3章 重点施策と主体別行動指針」の改訂）

市脱炭素ビジョンと同水準の数値目標に再設定します。

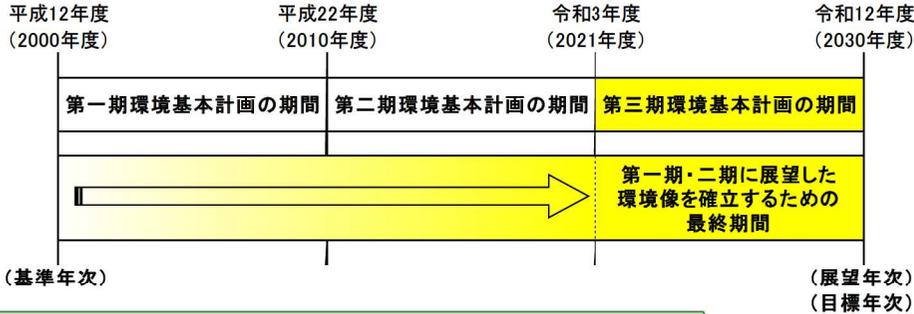
<改定前>		<改定案>		<改定前>		<改定案>		<改定前>		<改定案>	
大野市内の温室効果ガス排出量 (CO <sub>2</sub> 換算)		大野市内の温室効果ガス <b>実質</b> 排出量 (CO <sub>2</sub> 換算)		大野市の事務事業におけるエネルギー使用量 (原油換算)		大野市の事務事業におけるエネルギー使用量 (原油換算)		新規追加		再生可能エネルギーの新規導入量	
基準値 (H29年度)	最終目標値 (R12年度)	基準値 (R2年度)	最終目標値 (R12年度)	基準値 (R元年度)	最終目標値 (R12年度)	基準値 (R元年度)	最終目標値 (R12年度)	基準値 (R元年度)	最終目標値 (R12年度)	基準値 (R2年度)	最終目標値 (R12年度)
3 2 1千t-CO <sub>2</sub>	2 3 1千t-CO <sub>2</sub>	7 1千t-CO <sub>2</sub>	2 5千t-CO <sub>2</sub>	4, 5 5 4kl	4, 3 2 6kl	4, 5 5 4kl	2, 7 8 0kl			—	3. 4千kW

※1) カーボンニュートラル：工場や家庭、自動車から出るCO<sub>2</sub>の量から、森林による吸収量を差し引いた合計をゼロにすること／ ※2) 再エネの地産地消：水力やバイオマス、太陽光発電など市内で作った再生可能エネルギー由来の電力を市内で使うこと／ ※3) 卒FIT電力：再エネにより発電された電気を買取価格を法令で定める制度（FIT制度）に基づく買取期間が終了した電力／ ※4) オフサイト型：電力を使う場所から離れた場所に再エネ発電設備を設置し、電力を供給する形式／ ※5) PPA：発電事業者が、需要家（家庭や工場）の敷地内に太陽光発電設備を発電事業者の費用により設置し、所有・維持管理をした上で、発電設備から発電された電気を需要家に供給する仕組み

## 1. 目的・目標年次

【計画期間】令和3年度～令和12年度

大野市環境基本計画は、平成10年3月に制定された大野市環境基本条例の基本理念を実現するため、良好な環境を保全することはもとより、より良い環境の創造をめざし、平成12年3月に30年後の都市像を展望しながら策定されたもので、市・市民・事業者がそれぞれの責務を果たすとともに、互いに協力し合い、総合的かつ計画的に施策を推進していくことを目的としています。



## 2. 対象とする環境の範囲・計画の位置づけ

- 大野市全域を対象範囲とします。
- 大野市環境基本条例第8条に示す施策の基本方針を推進していくうえで必要な環境要素を対象としますが、次のものについては、計画の対象外とします。

### 第三期大野市環境基本計画の対象としない環境要素

- 自然環境（河川・湧水地）、
- 水循環（水資源、水源保全、水インフラ等）

水環境保全に関する要素は、『大野市水循環基本計画』の対象

- 上位計画である『第六次大野市総合計画』を環境面において補完する行政計画として、大野市環境基本条例第9条に基づき定めるものです。
- 同時に、次の法定計画としても位置付けます。

### 第三期大野市環境基本計画と一体的に策定する計画

- 生物多様性地域戦略（生物多様性基本法）
- 市町村食品ロス削減推進計画（食品ロス削減法）
- 地方公共団体実行計画（区域施策編）（地球温暖化対策推進法）

整合・連携

### 『大野市水循環基本計画』

流域マネジメントの推進により、水辺や里地里山など、生き物の生息・生育・繁殖する環境を保全

※「環境基本計画」と「水循環基本計画」それぞれに基づく施策により、生物多様性の保全に取り組めます。

整合・連携 改訂ポイント

### 『大野市脱炭素ビジョン』(R5.3)

「Connect 2050  
人・自然・エネルギーのつながり」  
～優(Y)しい心と 美(U)しい自然で  
挑(I)む カーボンニュートラル～



## 3. 環境像

大野市の将来の望ましい姿を「環境像」として設定しました。

# 水循環共生都市 越前おおの

～水、物、人がやさしくふれあうまちを目指して～



## 4. 基本目標と各施策

「環境像」の実現を目指して5つの基本目標を定め、施策の基本方針ごとに各施策を展開します。

### 基本目標① 自然との共生社会の形成

先人から受け継がれてきた豊かな自然を、市民一人一人の力によって次世代へと守り伝えとともに、その恵みを地域の発展に活用するなど、自然と経済活動の調和のとれた社会を目指します。

- |                       |                    |
|-----------------------|--------------------|
| 重点施策① 身近な自然とふれあう活動の推進 | 重点施策① 農地（里地）の保全と活用 |
| 重点施策② 野生動植物の保全        | 重点施策② 山林（里山）の保全と活用 |
| 重点施策③ 地域資源の活用         |                    |

### 基本目標② 脱炭素型社会への移行

2035年までにカーボンニュートラルを達成させるため、省エネルギーの取り組みや再生可能エネルギーの利用などにより、脱炭素型のライフスタイルや事業活動が定着した社会を目指します。

- |                     |                      |
|---------------------|----------------------|
| 重点施策① 脱炭素に向けた行動の促進  | 重点施策① 省エネルギーの推進      |
| 重点施策② 脱炭素型のまちづくりの推進 | 重点施策② 再生可能エネルギーの利用促進 |
| 重点施策③ 気候変動適応策の推進    | 重点施策③ 森林吸収源対策の推進     |

### 基本目標③ 資源循環型社会の構築

3R（リデュース：発生抑制、リユース：再使用、リサイクル：再利用）活動を通じて廃棄物の減量化と資源化に取り組む資源循環型の社会を目指します。

- |                       |
|-----------------------|
| 重点施策① 3Rによるごみ排出量削減の推進 |
| 重点施策② 食品ロス削減の推進       |
| 重点施策③ プラスチックごみ削減の推進   |

### 基本目標④ 快適な生活環境の保全

大気・水・土壌などを良好な状態に保ちつつ、歴史的、文化的遺産や自然景観に囲まれた、安全・安心で快適に暮らせる生活環境を目指します。

- |                    |                          |
|--------------------|--------------------------|
| 重点施策① 公害発生の防止      | 重点施策① 良好な景観形成            |
| 重点施策② 環境美化活動の促進    | 重点施策② 歴史的、文化的遺産の保存       |
| 重点施策③ 野外焼却、不法投棄の防止 | 重点施策③ 公園や空き家、空き地の適正管理の推進 |

### 基本目標⑤ 総合的な取り組みの推進

持続可能な社会の担い手を育む教育や、市民協働による地域の特性を生かした環境学習や自然環境保全の取り組みを推進するとともに、環境に関する情報の収集と共有化を推進します。

- |                           |
|---------------------------|
| 重点施策① 持続可能な社会の担い手を育む教育の推進 |
| 重点施策② 市民協働の取り組みの推進        |
| 重点施策③ 環境情報の収集と共有化         |

